

～ 第 4 章 ～ 清掃事業・資源の循環利用

1 カラス総合対策

1 現状

ごみはふたのできる容器で出すのが原則ですが、単身世帯や共働き世帯及び高齢者のみの世帯の増加、生活形態の多様化により、推奨袋の利用も認めるようになり、中身の見える袋に変わったためカラスなどによるごみの散乱が多く発生するようになりました。

そこで、地域の公衆衛生及び景観の維持、向上を図り、快適なまちづくりに寄与するためカラス総合対策を実施することになりました。

2 取組み

平成 13 年度以前から、ふた付き容器でのごみ出しの普及（昭和 36 年～）、コンポスト容器及び生ごみ処理機の購入助成（平成 4 年度～）、区立施設への生ごみ処理機設置（平成 6 年度）、防鳥ネット（カラスネット）の貸付（平成 9 年度～13 年度）、ごみ収集の早朝実施（平成 11 年度～）を行っており、一部を除き現在も継続しています。

平成 13 年度からは具体的に、貸付制度であった防鳥ネット（カラスネット）を配布制度に見直し、折りたたみ式ごみ収集ボックスの試行設置（3 か所）、区民が身近にできるカラス対策の普及、特殊ごみ袋の実験、清掃車両への清掃用具の装備を行いました。

平成 14 年度から新たな取り組みとして、JR 4 駅周辺での夜間収集モデル事業、集合住宅等ごみ排出対策を実施するとともに、従前の取り組みを強化拡充するものとして、防鳥ネット（カラスネット）の配布窓口の拡大、折りたたみ式ごみ収集ボックスのモデル設置事業、特殊ごみ袋の実験拡大を行います。

今後の取り組みとしては、ごみの出し方の原則である「ふた付き容器」の利用拡大を行っていきます。これら様々な取り組みを実施しながら検証し、平成 18 年度から効果的な対策が実施できるよう調査研究し、費用対効果も含め検討していきます。



2 集合住宅のごみ排出対策

1 現状

日常のごみの排出状況において、周辺住民からの苦情やトラブルが多い集合住宅における適正なごみ排出対策を一層進めるために、諸規程を整備することにより建築主等に対する指導を強化するとともに、居住者等に対してごみ排出ルールの徹底を図っています。

2 取組み

(1) 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の改正（平成 14 年 7 月 1 日施行）

延べ床面積 3,000 m²以上の大規模建築物においては、一般廃棄物の保管場所及び保管設備の設置義務がありました。規則改正により対象を延べ床面積 1,000 m²以上に拡大しました。

(2) 要綱等の制定（平成 14 年 7 月 1 日施行）

従来 3,000 m²未満の集合住宅については、特定のワンルーム形式建築物のみが要綱によりごみ保管場所の設置義務がありました。新たに規則の対象外である延べ床面積 1,000 m²未満の集合住宅（共同住宅・独身寮・寄宿舎・長屋）を対象に、建築主等に対する事前協議、所有者等の責務などを定めた要綱を制定しました。

(3) 居住者等へのごみ排出ルールの P R

広報すぎなみによる周知を行うとともに、清掃事務所ふれあい指導班等により、ごみ排出ルールが守られていない集合住宅居住者に対して、個別指導、ちらし配布等を実施しています。

また、清掃関連窓口や区民事務所の窓口でちらしを配布することなどにより、ごみ排出ルールの周知を行っています。

3 資源回収

1 現状

杉並区の資源分別回収事業は平成 7 年度から区内一部地域でびん・缶を対象として開始し、平成 11 年 6 月 28 日、古紙（新聞、雑誌、段ボール）を加えた東京ルールによる全区的な資源回収となりました。平成 14 年度には 26,080t を回収しました。

平成 14 年度に古紙価格の上昇に伴い、資源の抜き取りが激しくなったため、資源回収に出された資源物については区に所有権があることを条例に明記し、資源抜き取り監視パトロールを開始しました。

また、不燃ごみの 5 割以上を占めるプラスチック類を資源として再利用する方策を検討するため、平成 13 年度、14 年度に廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業を実施し、サーマルリサイクルも含め、今後の方針を検討中です。

2 取組み

(1) 拠点回収

ペットボトルの店頭回収を進めてきましたが、平成 14 年 10 月から区立施設 51 箇所でも回収を開始し、回収拠点は約 350 箇所となり、平成 14 年度の回収量は 556t となっています。

(2) 古布回収

古布の拠点回収は平成 11 年 9 月に開始し、毎月 1 回、区施設を回収拠点として 9 箇所を実施しています。

(3) 集団回収

町会・自治会、PTA、集合住宅などの団体が行う自主的な資源回収で、平成 11 年 4 月に 595 団体が参加していましたが、同年 6 月に全区的な資源回収である東京ルールが実施されたことにより団体は減少し、同年度末には 232 団体、その後も微減傾向が続き、平成 15 年 3 月現在では 205 団体となっています。

4 リサイクルの推進

1 現状

ごみの減量とリサイクルの推進を目指し、コンポスト容器等の購入助成事業、リサイクル報の発行等を行っています。また、区民・事業者・区が協働してリサイクルを推進していく調整役として、すぎなみ環境ネットワークに情報の収集・提供、啓発活動、リサイクル施設の運営などの事業を委託しています。

2 取組み

(1) リサイクルの啓発・広報

一人でも多くの区民にごみの減量とリサイクルについて理解してもらい、リサイクル活動に参加してもらうために啓発・広報活動を行っています。

リサイクル報の発行

隔月発行。各回 23,000 部で平成 14 年度は 6 回発行

環境博覧会・環境フェア等のイベントに参加

すぎなみ環境ネットワークにリサイクル講座・教室の開講を依頼

(2) コンポスト容器・家庭用生ごみ処理機の利用促進

家庭から出る生ごみの減量のために、コンポスト容器の斡旋・購入費助成及び、生ごみ処理機の購入費助成を行っています。

コンポスト容器の斡旋は通年、生ごみ処理機の購入費助成は年 2 回に募集して行っています。

(3) 施設の生ごみリサイクル

平成7年に保育園4箇所、福祉施設2箇所に生ごみ処理機を導入し、堆肥化によるリサイクルを開始しました。肥料として継続的な受け入れルートの確保が課題となっています。

また、平成12年6月から、杉並区立大宮中学校で炭化式生ごみ処理機の実験稼働を開始し、従来からある農業系（肥料・土壌改良剤等）と合わせて工業系（調湿剤等）利用の可能性を調査しています。

(4) リサイクルひろば高井戸

家庭で不用になった使用可能な家具等の提供品を受け、販売するとともに物を大切にすることを育てることを目指しています。

また、資源の再利用を推進していくための講座講習会等を開催しています。

運営はNPO法人すぎなみ環境ネットワークに依頼しています。



不用品情報コーナー

まだ使えるけれども不用になった物を再利用するために、欲しい・譲りたいという情報を登録し、情報提供しています。

登録場所はリサイクルひろば高井戸、運営はNPO法人すぎなみ環境ネットワークが行っています。

インターネットでの登録もできます。

(5) NPO法人すぎなみ環境ネットワーク（旧杉並リサイクル協会）

前身は平成6年度に発足した杉並リサイクル協会で、平成15年1月にNPO法人となりました。

「市民の主体的な活動を中心に、行政や事業者と協働して、環境保全分野においてリサイクルの推進をはじめとする諸事業を行うことにより、市民の生活環境の向上を図り、地球環境の保全に寄与すること」を目的として活動しています。

リサイクルひろば高井戸の運営を行い、日用品・家具のリサイクルとともに各種の啓発活動を行っています。

平成12年4月より「集団回収推進事業」の運営と報奨金の支払を行っています。

今後は、環境・ごみの減量・リサイクル推進のために主体的に活動する団体として、経済基盤の充実を図るとともに、団体運営の基盤となる財源の拡大が課題です。